日本質的心理学会　理事会規程

第1条（理事会の目的）　本会の発展と維持のために、理事会を置く。

第2条（理事会の構成）　理事会は、次に定める理事により構成される。
(1)役員選挙によって選出された理事長を含む15名の理事
(2)理事長が指名した理事

第3条（理事長及び常任理事の選出）　役員選挙によって選出された15名の理事の投票により、1名の理事長及び5名の常任理事を選出する。

第4条（理事長及び常任理事の任期）　理事長及び常任理事の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、理事長の在任期間は通算して2期を超えることができない。

第5条（常任理事会の目的）　理事会には、本会の通常の運営・執行をするために、常任理事会を置く。

第6条（常任理事会の構成）　常任理事会は、次の者により構成される。
(1)理事長
(2)理事の互選によって選出された5名の常任理事
(3)質的心理学研究編集委員会委員長
(4)研究交流委員会委員長
(5)質的心理学フォーラム編集委員会委員長
(6)その他理事長が指名した者

第7条（規程の改正）　この規程の改正は、理事会の発議により、総会に諮り改正する。

附則
1　この規程は、2006年8月6日より施行する。
2　この規程は一部改訂し、2019年2月16日より施行する。
3　この規程は一部改訂し、2023年11月5日より施行する。
4　この規程は一部改訂し、2026年11月1日より施行する。